

生駒市規則第 4 号

生駒市生活保護法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(生駒市生活保護法施行細則の一部改正)

第 1 条 生駒市生活保護法施行細則（平成 1 3 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第 1 5 条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

「氏 名
様式第 2 1 号中「氏 名」を 個人番号」に改める。

様式第 2 4 号を次のように改める。

進学・就職準備給付金申請書

生駒市福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日 年 月 日
- 3 進学・就職する先(大学名等、会社名等)
名 称
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金の納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
 - ウ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ウ その他支給決定にあたり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

※この給付金において公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 支店（ゆうちょ銀行除く）
記号

:	:	:	:
---	---	---	---

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)
口座名義人

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第 25 号中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、「進学準備給付金決定伺」を「進学・就職準備給付金決定伺」に、「進学準備給付金決定欄」を「進学・就職準備給付金決定欄」に改め、「進学先」の次に「又は就職先」を、「進学後」の次に「又は就職後」を加える。

様式第 26 号中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

（生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第 3 条 生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 46 年 11 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 10 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、第 45 号を第 46 号とし、第 13 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施及び同条第 3 項において準用する同法第 55 条の 7 第 2 項の規定による委託に関すること。

第 4 条 生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

第 46 号を第 47 号とし、第 14 号から第 45 号までを 1 号ずつ繰り下げ、

第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 生活保護法第55条の10第1項の規定による同項第2号に掲げる被保護者就労準備支援事業の実施及び同条第2項において準用する同法第55条の7第2項の規定による委託に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の生駒市生活保護法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、第1条の規定による改正後の生駒市生活保護法施行細則の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。